

建設



技管第1319号
令和8年2月27日

(一社) 山梨県建設産業団体連合会長 殿

山梨県県土整備部長



「公共工事設計労務単価（令和8年3月1日改定）」の運用に係る特例措置
について（依頼）

日頃から、山梨県の建設行政にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、山梨県では、令和8年3月1日から適用する「公共工事設計労務単価」が、令和7年3月1日から適用している同単価（以下「旧労務単価」という。）に比して上昇していることに伴い、令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、特例措置を別添のとおり講じることとしました。

つきましては、貴団体傘下の団体に対して、この旨について周知をお願いします。

なお、適用にあたっては、受注者に対して新労務単価を踏まえた適正な賃金の支払いを行うよう指導してください。

山梨県県土整備総務課 契約担当
TEL 055-223-1673
山梨県技術管理課 技術情報担当
TEL 055-223-1683

「公共工事設計労務単価（令和8年3月1日改定）」の運用に係る特例措置について

第1 措置の概要

「公共工事設計労務単価（令和8年3月1日改定）」（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、第2に定める工事の受注者は、工事請負契約書第63条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第2 具体的な取り扱い

- (1) 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、「公共工事設計労務単価（令和7年3月1日から適用）」を適用して予定価格を算出しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更契約を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月14日付け技管第1734号）1（1）及び2から8まで（4（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

第3 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。